

令和4年第3回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その17）

堺 市 議 会

目 次

		頁
議員提出議案第30号	女性デジタル人材育成を強力に推進するための 支援を求める意見書……………	3
議員提出議案第31号	空き家対策の推進に向けた法制度・施策の 充実強化を求める意見書……………	7
議員提出議案第32号	大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備計画について 慎重かつ厳正な審査を求める意見書……………	11
議員提出議案第33号	地方の農地の保全と活用のための支援拡充を 求める意見書……………	15
議員提出議案第34号	シルバー人材センターの安定的な事業運営のために 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入にかかる 適切な措置を求める意見書……………	19
議員提出議案第35号	マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う健康保険証の 原則廃止方針等に慎重対応を求める意見書……………	20

令和4年9月28日

堺市議会議長
裏山正利様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
広 田 新 一
信 貴 良 太
池 側 昌 男
田 代 優 子
野 里 文 盛
西 村 昭 三
芝 田 一 子
宮 本 恵

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

小 野 伸 也
上 田 勝 人
西 川 良 平
大 西 耕 治
池 尻 秀 樹
山 口 典 子
大 林 健 二
田 瀨 和 夫
吉 川 敏 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第30号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

女性デジタル人材育成を強力に推進するための 支援を求める意見書

少子高齢化等の深刻な社会課題を抱える我が国において、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠と言われてきた。コロナ禍によって社会課題の影響が深刻になる中、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要となっている。

そのような中、女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化をめざすこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

1. 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣	—
総務大臣	—
財務大臣	—
経済産業大臣	—各宛
デジタル大臣	—
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)	—
デジタル田園都市国家構想担当大臣	—

令和4年9月28日

堺市議会議長
裏山正利様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
信 貴 良 太
池 側 昌 男
木 畑 匡
池 尻 秀 樹
山 口 典 子
吉 川 守

堺市議会議員

同
同
同
同
同

瀧 上 猛 志
西 川 良 平
西 哲 史
小 堀 清 次
野 里 文 盛
西 村 昭 三

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第31号 空き家対策の推進に向けた法制度・施策の充実強化を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

空き家対策の推進に向けた法制度・施策の充実強化を求める意見書

総務省が実施した「平成30年住宅・土地統計調査」によると、本市の空き家数は、約54,800戸である。空き家率に換算すれば13.6%となっており、平成5年の調査で公表された空き家率の9.2%から約1.5倍と増加傾向にある。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、特定空家等に対しての行政代執行が可能であるが、代執行を行うには、手続きや時間を要するため、突発的に発生する災害に対して被害を防ぐことができず、今後、空き家の管理不全が原因で被害が拡大する可能性もある。

今後も増加する老朽空き家に対する市民の不安が高まっていることを踏まえ、防災等の観点から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた対策を効果的に実施するための制度整備や、法に規定している行政代執行とは別に、緊急に危険回避をするための行政措置が可能となるよう法整備を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

各宛

令和4年9月28日

堺市議会議長
裏山正利様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同
同

上 猛 志
藤 本 幸 子
木 畑 匡
石 本 京 子
乾 恵美子

堺市議会議員
同
同
同
同

森 田 晃 一
西 哲 史
小 堀 清 次
吉 川 守
長谷川 俊 英

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第32号 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備計画について慎重かつ
厳正な審査を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備計画について 慎重かつ厳正な審査を求める意見書

大阪府・大阪市は平成28年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の可決・成立以来、カジノを含むIR（統合型リゾート）の誘致に向けて取り組んできた。現在、大阪府・大阪市が提出した整備計画が国で審査されており、早ければ今秋にも認可が出される可能性もあるとされている。

これまでIR・カジノ整備計画については、多くの議論が交わされ、今もなお賛否様々な見解が存在している。推進の立場からは「大阪・関西の持続的な経済成長のエンジン」との期待が寄せられ、事業者からの土地賃料や交付金を福祉財源にできるとの意見などがある。一方で反対の立場からは、整備にあたっての公金の負担を疑問視する声や、ギャンブル依存症患者が増えること、またその対策が不十分だと懸念の声などがある。いずれも相反する見解のようではあるが、共通しているのは、プラスであれ、マイナスであれ、「IR・カジノは大阪府の将来や、府民の生活に大きな影響のある事業」だということである。当然、府内自治体である本市、及び本市の市民は、その影響を多分に受けることになると考えられる。またそれらが大阪府のみならず、関西圏を中心に、周辺自治体にも影響のあるものだという事は、推進派、反対派の双方が主張していることである。また、IR・カジノの整備は、わが国にとっても初めてのものであり、申請された計画は大阪、長崎の2か所だけであることから、その一つひとつの審査が、極めて重要なものだという事は言うまでもない。

については、国に対し、「大きな影響のある事業」である本整備計画の認可にあたり、特定複合観光施設区域整備計画法の定める整備基準に基づき、慎重かつ厳正な審査を実施するよう求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

各宛

令和4年9月28日

堺市議会議長
裏山正利様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
広 田 新 一
信 貴 良 太
池 側 昌 男
田 代 優 子
野 里 文 盛
西 村 昭 三
芝 田 一 子
宮 本 恵

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

小 野 伸 也
上 田 勝 人
西 川 良 平
大 西 耕 治
池 尻 秀 樹
山 口 典 子
大 林 健 二
田 瀨 和 夫
吉 川 敏 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第33号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入し易い環境の整備と予算の拡充を強く求める。

記

1. 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えると共に、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。
2. 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
3. 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する農山漁村振興交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大と共に、予算の拡充を図ること。
4. 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣

各宛

令和4年9月28日

堺市議会議長
裏山正利様

提 出 者

堺市議会議員
同

森 田 晃 一
石 本 京 子

堺市議会議員
同

藤 本 幸 子
乾 恵美子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|--|
| 議員提出議案第34号 | シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入にかかる適切な措置を求める意見書 |
| 議員提出議案第35号 | マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う健康保険証の原則廃止方針等に慎重対応を求める意見書 |

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入にかかる 適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された営利を目的としない公的団体である。地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

2023年10月に、消費税において適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される予定となっている。ところが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは従来あった仕入税額控除ができなくなり、消費税の税負担額が新たに増加する。しかしながら、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就労」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいをそぎ、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

よって、本市議会は政府に対し、シルバー人材センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の適切な措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う健康保険証の 原則廃止方針等に慎重対応を求める意見書

政府は2022年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）において、2023年4月以降、医療機関等でのマイナンバーカードの保険証利用（マイナ受付）等に係るシステム導入を義務づけるとともに、24年度中には健保組合等の保険者が健康保険証を発行するかを選べる制度の導入をめざす。将来的に健康保険証の「原則廃止をめざす」としている。

マイナンバーカードの取得は法令で国民の任意に委ねられているが、保険証を原則廃止すれば、医療を受けるために、マイナンバーカード取得することを強制される。

また、マイナ受付の導入・普及は、医療現場において、ICT機器に不慣れな利用者への手助け、マイナンバーカード紛失等のトラブル増や日々のシステム運用管理はじめ様々な負担増が懸念される。

国民健康保険であれば郵送、社会保険であれば会社を通じて保険証を受け取るため、市町村の役所に行く必要はない。しかし、マイナンバーカードで診察するには、マイナンバーカードに内蔵する電子証明証の交換期限が5年のため、5年に1回は役所に行かなければならなくなり、さらに、10年ごとに訪れるカードの更新では、役所に出向く必要がある上に、新しいカードの発行には10日以上かかると言われている。また、保険証であれば、一般的に月に1回の窓口提示で済むが、マイナンバーカードは受診のたびに読み取り機にかざす必要が生じる。

また、マイナンバーカードを他人が扱うことはできず、総務省は介護施設入所者などについて、「本人の同意を得て、カード裏面の個人番号をカバーなどで隠せば、カードを預かることも可能」と説明しているが、認知症の方など顔認証ができない場合は、暗証番号を職員が入力しなければならないなどの問題も生じる。

マイナンバーカードを日常的には持ち歩かずに大切に保管している人も多い。そうした人に医療機関への持参を強要することはできない。マイナンバーカードを保険証として使うかどうかはそれぞれの患者の任意とせざるを得ない。こうした点を考慮すれば、保険証の廃止は現実的ではない。

よって本市議会は、国に対して、医療機関におけるマイナ受付等に係るシステム導入の義務化、保険者における保険証発行の選択制導入や保険証の原則廃止などについて慎重な対応と検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

各宛

令和4年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その17)

令和4年9月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-22-0049